

☆ \*\*\*\*\* ☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB 基金（ ）      DB 規約（ ）      DC      （ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他      （○）

【タイトル】 第 24 回 社会保障審議会年金部会の  
開催について

☆ \*\*\*\*\* ☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は 2024 年 12 月 24 日(火)、第 24 回 社会保障審議会年金部会を開催しました。

今回の部会では、以下議事について議論が実施されました(第 1 回部会(2022 年 10 月 25 日)から重ねてきた議論を包括した内容です)。

- ・ 社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）について

当部会の資料及び音声のアーカイブ配信ページについては、以下の厚生労働省 HP に掲載されています。(音声のアーカイブ配信は、議事録掲載後に停止)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin\\_20241224.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20241224.html)

1. 社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）について  
(厚生労働省 HP 掲載 当部会資料 1 を基に、以下記述)

I. はじめに

(1) 2024(令和 6)年財政検証

- ・ 2024 年は、5 年に 1 度の財政検証を行う年(2024.7.3 結果を公表)
- ・ 1 人当たり成長率をゼロと見込んだケースを除き、所得代替率 50%の給付水準を、今後概ね 100 年にわたり確保できることを確認。
- ・ 一方、基礎年金のマクロ経済スライド調整を 30 年以上継続

するケース(\*)では、基礎年金の相対的な水準が低下する見通しである。

(\*)過去 30 年の状況を反映した経済前提

(2) 次期年金制度改革の方向性

これまでの議論を踏まえ、以下の方向性を共有。

- ① ライフスタイル等の多様化反映・働き方に中立的な制度の構築
- ② 高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化

II. 次期年金制度改革等

(1) 被用者保険の適用拡大

- ・ 短時間労働者への適用拡大  
～企業規模要件、賃金要件は撤廃の方向性で概ね一致
- ・ 適用事業所の拡大  
～常時 5 人以上の個人事業所における非適用業種は解消の方向性で概ね一致

(2) いわゆる「年収の壁」と第 3 号被保険者制度

① いわゆる「106 万円の壁」への制度的対応

- ・ 一定の収入以下の労働者の保険料負担の免除および負担免除による将来不利益の回避  
～慎重な意見多数(「年収の壁」を理由とする本人負担免除に理なしとの意見もあり)
- ・ 保険料負担の発生や手取り収入の減少回避のために就業調整を行う層に対して、労使折半原則を修正して、事業主負担の割合を増加させる特例  
～時限的・特例的に検討し得るとする意見の一方、労使折半原則堅持や個別企業間の格差惹起の観点から、慎重・反対意見もあった。

② 第 3 号被保険者制度

- ・ 第 3 号被保険者制度の縮小・見直しに向けた方向  
～就労している第 3 号被保険者を第 2 号被保険者として厚生年金に加入する途を開くことの認識は当部会でも共有するも、広く国民的議論の場も必要であり、引き続きの検討が必要であるとの認識を共有。

(3) 在職老齢年金制度の見直し

- ・ 高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない、働き方に中立的な仕組みとする観点  
～現行の在職老齢年金制度見直しで概ね意見一致。ただし支

給停止基準額(現行 50 万円)の引上げか、(そもそも)廃止とするかなど、特定の方向にはまとまらず、引き続き検討。

(4) 標準報酬月額の上限の見直し

- ・厚生年金では 2024 年時点で標準報酬月額の上限等級(65 万円)に該当する者の割合が 6.5%で、男性では最頻値～負担能力に応じた負担を求める観点からも、新たな上限等級の追加で概ね意見一致。

(5) 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

- ・過去 30 年の状況を投映した経済前提では、報酬比例部分(2 階)の給付調整が 2026 年度終了見込みである一方、基礎年金(1 階)の給付調整は 30 年以上続き、給付水準は長期にわたり低下する見込み。

基礎年金の給付調整を早期に終了させる方法として、報酬比例部分(2 階)との調整期間を一致させ、公的年金全体として給付調整を早期に終了させる。

- ～国民共通の基礎年金が将来にわたって一定の給付水準を確保することの重要性については、概ね意見一致。

一方、厚生年金の被保険者や事業主の理解が得られるのか、基礎年金水準の上昇に伴う国庫負担金の増加に対する財源確保の見通しが曖昧、被用者保険の適用拡大が優先されるべきなどの指摘も多々あり、部会として意見はまとまっていない。

(6) 高齢期より前の遺族厚生年金の見直し等

- ・子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、死別時に 30 歳以上の妻に終身の給付や中高齢寡婦加算(40 歳以上 65 歳未満)がある一方、55 歳未満の夫には受給権が発生せず、制度上の男女差が存在。
- ・男女とも原則 5 年間の有期給付として、所得状況や障がいの状態によっては、その後も継続給付を受給できることとする方向。

(7) 年金制度における子に係る加算等

- ・子に係る加算としては、障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算や老齢厚生年金の加給年金があるが、第 3 子以降の加算額は第 1 子・第 2 子への加算額に比べて少ない。
- ～第 1 子・第 2 子と同額となるまで第 3 子以降の支給額を増額し、子の人数に関わらず一律の給付とすることについては意見が一致。

- ・配偶者加給年金については、その役割が縮小している。  
～将来的な廃止も含めて見直しで意見が一致。

(8) その他の制度改正事項

- ① 納付猶予制度の延長
- ② 高齢任意加入の適用延長
- ③ 離婚時の年金分割の請求期限の延長
- ④ 遺族厚生年金の受給権者の老齢年金について、一定の条件のもと繰下げ受給の申出を認容
- ⑤ 再入国許可付きで出国した外国人への脱退一時金不支給(老齢給付の被保険者期間の継続) 等

(9) 今後検討すべき残された課題

- ① 基礎年金の拠出期間の延長(45年化)
- ② 障害年金に関する種々の論点整理・議論

< 今回年金部会における主なご意見 >

- ・今回はこれまでの議論の整理・総括的な内容であることから、各委員からは、以前の部会の要旨および(資料の)趣旨やニュアンスの確認、文言や表現の補足・修正提案、今後の議論の在り方等に関する提言が主でありました。

➡ 文言等修正後の資料掲載 URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20241225.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241225.html)

以上の改正案について、厚生労働省は与党および関係各方面と調整のうえ、2025年通常国会での法案提出、成立を目指すことが、年金局長から表明されました。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則としておりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記しています。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

\*\*\*\*\*

日本-年基-202412-170-0432-D